

令和 7 年第 2 回定例会 （ 令和 7 年 8 月 25 日 ）

桶 川 北 本 水 道 企 業 団 議 会 会 議 録

桶川北本水道企業団議会

令和 7 年第 2 回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2

第 1 号 (8月25日)

出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	5
企業長提出議案の上程、説明	6
監査委員の決算審査報告	2 1
一般質問	2 3
中 村 洋 子 君	2 3
砂 川 和 也 君	2 6
第 8 号議案に対する質疑、討論、採決	3 4
第 9 号議案に対する質疑、討論、採決	3 4
第 1 0 号議案に対する質疑、討論、採決	3 5
水道事業行政視察について	3 7
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	3 8
閉会の宣告	3 8

桶川北本水道企業団告示第 2 3 号

令和 7 年第 2 回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 8 月 1 8 日

桶川北本水道企業団

企業長 三 宮 幸 雄

1 日 時 令和 7 年 8 月 2 5 日（月） 午前 9 時 0 0 分

2 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

令和 7 年第 2 回桶川北本水道企業団議会定例会日程

議 事 日 程

令和 7 年 8 月 2 5 日

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 企業長の一般報告
- 4 企業長提出議案の上程、説明
- 5 監査委員の決算審査報告
- 6 一般質問
- 7 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第 8 号議案
専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）について）
 - (2) 第 9 号議案
桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について
 - (3) 第 1 0 号議案
令和 6 年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 8 水道事業行政視察について
- 9 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

令和7年第2回桶川北本水道企業団議会定例会

令和7年8月25日（月曜日）

○出席議員（9名）

1番	斉藤章君	2番	高橋誠君
3番	柿萌美君	4番	砂川和也君
5番	小久保博雅君	7番	中村洋子君
8番	山中敏正君	9番	にいつま亮君
10番	岩崎隆志君		

○欠席議員（1名）

6番	今関公美君
----	-------

○説明のための出席者

企業長	三宮幸雄君	副企業長	小野克典君
監査委員	尾上健彦君	事務局長	内田賢一君
事務局次長兼 浄水課長	渡邊健君	総務課長	山本隆君
業務課長	小島純子君	給水課長	大竹俊太郎君
施設課長	中村正夫君		

○職務のため出席した者の職氏名

書記	鈴木裕司	書記	米山尚賢
----	------	----	------

午前 9時07分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（岩崎隆志君） 定足数に達しておりますので、令和7年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（岩崎隆志君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

△諸報告

○議長（岩崎隆志君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

今関公美議員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、企業長より、令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計経営健全化の審査について及び令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計継続費精算報告書についての報告がありましたので、報告書の写しを配付してありますのでご覧いただきたいと思います。

△会議録署名議員の指名

○議長（岩崎隆志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

7番 中 村 洋 子 議員

8番 山 中 敏 正 議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（岩崎隆志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

△企業長の一般報告

○議長（岩崎隆志君） 日程第 3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） おはようございます。

本日ここに、令和 7 年第 2 回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には残暑厳しい中ご参会を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして、一般報告を申し上げます。

初めに、水道料金の減額措置について申し上げます。

当企業団では、物価高騰の影響を受けた市民や事業者を支援するため、官公庁を除く全ての水道使用者を対象に、8 月及び 9 月検針分の水道基本料金について 2 か月分の減額措置を実施しています。

次に、業務量について申し上げます。

令和 7 年 7 月末の給水人口は 13 万 9,233 人で、前年同期と比べて 454 人減少となっております。

一方、給水世帯は 7 月末現在 6 万 5,788 世帯で、前年同期と比べて 677 世帯増加となりました。

配水量は、4 月から 7 月までの 4 か月間で 508 万 4,514 立方メートルとなっており、前年度と比較しますと 8,644 立方メートル、0.2%の増加となりました。また、料金収入であります有収水量は 460 万 9,114 立方メートル、前年度と比較して 5 万 7,359 立方メートル、1.2%の減少となりました。この結果、有収率は 90.7%となり、前年同期と比べて 1.2 ポイント下降となりました。

次に、ダイレクト型制限付き一般競争入札について申し上げます。

本年度も設計価格 1,000 万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに 11 件の工事請負契約を締結しました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の本年度の事業の内訳は、桶川市内 9 件、北本市内 6 件を予定しております。既に 9 件の入札を執行し、残り 6 件につきましても年内の発注予定でございます。

す。

以上をもちまして、企業団の主要な事業につきましての一般報告とさせていただきます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（岩崎隆志君） 日程第4、企業長提出議案を上程いたします。

第8号議案から第10号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） 提案理由の説明。

それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）申し上げます。

第2条は、収益的収入において、他会計補助金が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正し、給水収益と消費税及び地方消費税還付金が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正するものです。

収益的支出においては、業務費、消費税及び雑支出に不足が生じたので、増額補正するものです。

令和7年7月4日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、第9号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、第10号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金について剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、決算について監査委員の審査意見書をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆志君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） おはようございます。

それでは、補足説明をさせていただきます。

初めに、第8号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）申し上げます。

本案は、桶川市議会で令和7年6月20日に、北本市議会で令和7年6月27日に水道料金軽減支援事業実施の一般会計補正予算が可決されたことを受け、8月検針分から水道料金基本料金減免事業を実施するにあたり、議会を開くいとまもないことから、専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書をご覧いただきたいと思います。

初めに、1ページでございますが、第2条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中に記載の補填財源に変更がございましたので、改めるものでございます。

消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億619万7,000円を9,514万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金9億8,657万円を9億9,762万4,000円に改めるものでございます。

2ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

予算科目で款、項、目となっております。

1、水道事業収益、1、営業収益の1、給水収益でございますが、8月・9月検針分の水道料金の基本料金を全額減免することにより、水道料金収入が減収となりますので、当初見込みよりも9,606万4,000円減額の25億6,416万7,000円とするものでございます。

なお、官公署及び学校は減免の対象から除外となっております。

次に、2、営業外収益の2、他会計補助金でございますが、両市からの水道料金基本料金軽減支援事業の補助金予定額9,665万3,000円を増額するものでございます。

次に、2、営業外収益の4、消費税及び地方消費税還付金でございますが、今回の補正による各項目の増減額を基に消費税及び地方消費税を算出した結果、還付予定から納税予定となったため665万9,000円の減額をするものでございます。

水道事業収益の合計は30億9,858万9,000円になるところでございます。

次に、支出でございます。

1、水道事業費、1、営業費用の4、業務費でございますが、委託料で減免実施に伴う料金システム改修が必要となったことにより、改修費用99万円を増額するものでございます。

次に、2、営業外費用の2、消費税ですが、今回の補正による各項目の増減額を基に消費税及び地方消費税を算出した結果、還付予定から納税予定になったため473万2,000円を新たに加えるものでございます。

次に、2、営業外費用の3、雑支出ですが、消費税計算上の減額調整額が増額となったため1万1,000円を加えるものでございます。

次に、3ページからの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、4ページの資金期末残高を16億5,524万円と予定したところでございます。

次に、第9号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条番号の繰下げがございましたので、引用部分の整理を行うものでございます。

第1条は、桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例第5条中、「第223条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものでございます。

第2条は、桶川北本水道企業団監査委員条例第4条中、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めるものでございます。

次に、第10号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

お手元に決算書及び決算参考資料を配付させていただいております。

初めに、決算書から説明申し上げます。

決算につきましては、地方公営企業法の様式に従いまして作成いたしております。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして利益剰余金の処分を行うため、議会のご議決をいただくものでございます。

処分額等につきましては、決算書中の剰余金処分計算書（案）にてご説明申し上げます。

決算の認定につきましては、10ページの貸借対照表までとなりまして、その他の書類につきましては附属書類となっております。

それでは、決算書の2ページ、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

令和6年度桶川北本水道企業団水道事業決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益、当初予算額が30億8,625万1,000円、補正予算額といたしまして98万円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計といたしまして30億8,527万1,000円に対します決算額でございますが、30億6,476万4,471円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、2,050万6,529円予算を下回ったところでございます。備考といたしまして、仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億5,452万8,996円でございます。

この内訳でございますが、第1項営業収益でございますが、当初予算額が28億6,182万3,000円、補正予算額といたしまして1,078万円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計28億5,104万3,000円に対します決算額が28億1,641万5,903円、増減でございますが、3,462万7,097円予算を下回ったところでございます。備考といたしまして、うち、仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億5,440万6,110円でございます。

次に、第2項営業外収益でございますが、当初予算額が2億2,442万8,000円、補正予算額といたしまして980万円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計2億3,422万8,000円に対します決算額が2億4,834万8,568円、増減でございますが、1,412万568円予算を上回ったところでございます。備考といたしまして、うち、仮受消費税及び地方消費税でございますが、12万2,886円でございます。

次に、支出に移りまして、第1款水道事業費でございますが、当初予算額が29億4,828万9,000円、補正予算額といたしまして618万円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計といたしまして29億5,446万9,000円に対します決算額が28億4,784万7,247円となりまして、不用額が1億662万1,753円でございます。備考といたしまして、うち、仮払消費税及び地方消費税でございますが、1億4,342万3,905円でございます。

この内訳でございますが、第1項営業費用でございますが、当初予算額が29億3,387万8,000円、補正予算額といたしまして6,337万3,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計28億7,050万5,000円に対します決算額が27億9,850万8,028円、不用額が7,199万6,972円でございます。備考といたしまして、うち、仮払消費税及び地方消費税でございますが、1億4,336万1,405円でございます。

次に、第2項営業外費用でございますが、当初予算額が941万1,000円、補正予算額といたしまして6,955万3,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計7,896万4,000円に対します決算額が4,933万9,219円、不用額が2,962万4,781円でございます。備考といたしまして、うち、仮払消費税及び地方消費税でございますが、6万2,500円でございます。

次に、第3項予備費でございますが、当初予算額合計500万円、決算額はございませんで

したので、不用額500万円でございます。

次に、4ページ、5ページでございますが、こちらは（２）資本的収入及び支出でございます。

収入のほうから申し上げてまいります。

第1款資本的収入、当初予算額が1億8,962万円、補正予算額が1億7,338万円の増額補正をお願いいたしまして、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額と継続費通次繰越額に係る財源充当額はございませんでしたので、予算額合計3億6,300万円に対します決算額は3億6,006万6,553円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、293万3,447円予算を下回ったところでございます。備考といたしまして、うち、仮受消費税及び地方消費税でございますが、331万5,204円でございます。

こちらの内訳でございますが、第1項関係市負担金でございますが、予算額合計1,186万8,000円に対します決算額が900万4,380円、増減でございますが、286万3,620円予算を下回ったところでございます。

次に、第2項補助金でございますが、予算額合計1,018万円に対します決算額が1,018万円で、増減はございませんでした。

次に、第3項工事負担金でございますが、当初予算額が1億2,985万3,000円、補正予算額が1億7,800万円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計3億785万3,000円に対します決算額が3億457万8,873円、増減でございますが、327万4,127円予算を下回ったところでございます。うち、仮受消費税及び地方消費税でございますが、1万4,904円でございます。

次に、第4項分担金でございますが、当初予算額が3,771万9,000円、補正予算額が462万円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計3,309万9,000円に対します決算額が3,630万3,300円、増減でございますが、320万4,300円予算を上回ったところでございます。備考といたしまして、うち、仮受消費税及び地方消費税でございますが、330万300円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款資本的支出、当初予算額が13億7,125万9,000円、補正予算額が9,687万7,000円の減額補正をお願いいたしまして、地方公営企業法第26条の規定による前年度からの繰越額はございませんが、継続費通次繰越額が2億2,275万5,000円でしたので、予算額合計が14億9,713万7,000円に対します決算額が11億4,216万7,789円、翌年度への繰越額といたしまして、法第26条の規定による繰越額が704万円、継続費通次繰越額3億71万7,000円、翌年度繰越額

3億775万7,000円でございますが、不用額が4,721万2,211円となったところでございます。備考といたしまして、うち、仮払消費税及び地方消費税でございますが、9,623万2,065円でございます。

この内訳でございますが、第1項建設改良費でございますが、当初予算額13億2,470万3,000円、補正予算額が9,687万7,000円の減額補正をお願いいたしまして、地方公営企業法第26条の規定による前年度からの繰越額はございませんが、継続費通次繰越額は2億2,275万5,000円となり、予算額合計14億5,058万1,000円に対します決算額が10億9,561万2,627円、法第26条の規定による繰越額が704万円、継続費通次繰越額が3億71万7,000円となり、翌年度繰越額3億775万7,000円でございますが、不用額が4,721万1,373円となったところでございます。備考といたしまして、うち、仮払消費税及び地方消費税でございますが、9,623万2,065円でございます。

次に、第2項企業債償還金でございますが、予算額合計4,655万6,000円に対します決算額が4,655万5,162円でございますが、不用額が838円でございます。

この結果、資本的収入が資本的支出に不足する額7億8,210万1,236円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,312万4,586円、減債積立金4,655万5,162円、建設改良積立金1億6,900万円及び過年度分損益勘定留保資金5億342万1,488円で補填したところでございます。

次に、6ページにまいりまして、水道事業損益計算書でございます。

こちらは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における営業成績を表したものでございます。

1、営業収益でございますが、(1)給水収益から(5)その他営業収益までの合計が25億6,200万9,793円、2、営業費用でございますが、(1)原水及び浄水費から(8)資産減耗費までの合計が26億5,514万6,623円でございますが、9,313万6,830円の営業損失となったところでございます。

次に、3、営業外収益で、(1)受取利息及び配当金から(4)雑収益までの合計が2億4,822万5,716円、4、営業外費用で、(1)支払利息及び企業債取扱諸費と(2)雑支出の合計が415万3,690円となりまして、本年度純利益は1億5,093万5,196円となったところでございます。

こちらに前年度繰越利益剰余金3万157円とその他未処分利益剰余金変動額2億1,555万5,162円を加えました当年度未処分利益剰余金は3億6,652万515円となったところでございます。

次に、7 ページにまいりまして、水道事業剰余金計算書でございます。

こちらは、1 会計期間の資本の動きを表したものでございます。

初めに、資本金でございますが、前年度末残高160億29万5,640円、前年度処分額といたしまして2億7,724万5,762円を資本金に組入れいたしまして、当年度変動額はございませんでしたので、当年度末残高が162億7,754万1,402円でございます。

次に、剰余金の資本剰余金でございますが、こちらは受贈財産評価額と分担金でございます。こちらは前年度処分額及び当年度変動額は共にございませんでしたので、当年度末残高は同額の7,341万2,046円でございます。

次に、下にまいりまして、利益剰余金の減債積立金でございますが、前年度末残高8,000万2,785円、こちらは前年度処分額はございませんでしたので、処分後残高は同額の8,000万2,785円、当年度は企業債の償還に4,655万5,162円を取り崩しましたので、当年度末残高は3,344万7,623円となったところでございます。

次に、建設改良積立金でございますが、前年度末残高はゼロ円、前年度処分額は1億6,900万円を積立ていたしましたが、当年度の建設改良費に1億6,900万円全額取崩しを行いましたので、今年度末残高はゼロ円となったところでございます。

次に、未処分利益剰余金でございますが、前年度末残高は4億4,627万5,919円、前年度処分額といたしまして4億4,624万5,762円、うち1億6,900万円は建設改良積立金に積立てし、2億7,724万5,762円は資本金へ組入れいたしまして、処分後残高、繰越利益剰余金でございますが、3万157円となったところでございます。

当年度変動額3億6,649万358円につきましては、企業債償還に伴う振替4,655万5,162円、建設改良積立金からの振替で1億6,900万円、当年度純利益が1億5,093万5,196円でございます。こちらに処分後残高3万157円を加えました当年度未処分利益剰余金が3億6,652万515円となったところでございます。

その結果、利益剰余金の当年度末残高が3億9,996万8,138円で、資本合計といたしまして、当年度末残高が167億5,092万1,586円となったところでございます。

次に、8 ページにまいりまして、水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

こちらは、決算の認定と併せまして議会のご議決をいただきまして、処分を行うものとなっております。

初めに、資本金でございますが、当年度末残高162億7,754万1,402円、議会の議決による処分額といたしまして2億1,555万5,162円を利益剰余金から資本金へ組入れいたしまして、

処分後残高が164億9,309万6,564円となるところでございます。

次に、資本剰余金でございますが、処分額はございません。

次に、未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高3億6,652万515円、議会の議決による処分額といたしまして2億1,555万5,162円でございます。こちらの内訳でございますが、資本金への組入れが2億1,555万5,162円ございまして、処分後残高は繰越利益剰余金でございますが、1億5,096万5,353円となるところでございます。

次に、9ページにまいりまして、水道事業貸借対照表でございます。

こちらは、令和7年3月31日現在の財政状況を示しているものでございます。

まず、資産の部でございますが、1、固定資産、(1)有形固定資産、こちらはイ、土地、ロ、建物、ハ、構築物、ニ、機械及び装置、ホ、車両運搬具、ヘ、工具器具及び備品、ト、建設仮勘定でございます。有形固定資産合計が193億4,330万7,216円でございます。(2)無形固定資産でございますが、イ、電話加入権で、こちらの無形固定資産合計が34万9,268円、固定資産合計が193億4,365万6,484円となったところでございます。

次に、2、流動資産でございますが、(1)現金預金21億2,381万6,002円、(2)未収金、こちらは貸倒引当金を差し引いて5億304万4,090円、(3)貯蔵品4,304万2,020円、(4)有価証券7億9,734万400円、(5)前払金2,000万円、(6)保管預り保証金250万円となりまして、流動資産合計が34億8,974万2,512円でございます。

固定資産の合計と流動資産の合計、資産の合計といたしまして228億3,339万8,996円となったところでございます。

次に、10ページでございますが、負債の部でございます。

3、固定負債、(1)企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債といたしまして835万8,333円、(2)引当金、イ、修繕引当金、ロ、退職給付引当金でございます。引当金合計で2億8,216万円となりまして、固定負債合計といたしまして2億9,051万8,333円となったところでございます。

次に、4、流動負債、(1)企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債といたしまして2,508万9,290円、(2)未払金6億5,770万247円、(3)下水道使用料1億3,805万7,381円、(4)預り保証金250万円、(5)引当金、イ、賞与引当金といたしまして2,896万9,000円、(6)その他流動負債289万1,135円となりまして、流動負債合計で8億5,527万7,053円でございます。

5、繰延収益でございますが、(1)長期前受金が105億7,929万7,421円、こちらから

(2) 収益化累計額56億4,261万5,397円を除きました繰延収益合計49億3,668万2,024円でございます。

負債の合計といたしまして60億8,247万7,410円でございます。

次に、資本の部に移りまして、6、資本金162億7,754万1,402円、7、剰余金、(1) 資本剰余金、イ、受贈財産評価額、ロ、分担金とございまして、資本剰余金合計で7,341万2,046円でございます。(2) 利益剰余金、イ、減債積立金、ロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金とございまして、利益剰余金合計で3億9,996万8,138円、剰余金合計といたしまして4億7,338万184円となりまして、資本合計では167億5,092万1,586円でございます。

その結果、負債資本合計といたしまして228億3,339万8,996円となったところでございます。これは、前のページの資産の合計と一致しているところでございます。

次に、11ページからは、決算の附属書類となっております。これ以降は、主なところの説明とさせていただきます。

初めに、水道事業報告書でございます。

1、概況、(1) 総括事項といたしまして、ア、給水の状況でございますが、当年度における給水人口は13万9,322人で、前年度に比べ522人、0.4%減少し、給水世帯は6万5,459世帯で、前年度に比べ577世帯、0.9%増加となりました。

次に、19ページにまいりまして、表中段の配水状況ですが、配水量は1,526万3,021立方メートルで、県水受水割合は85.2%となりまして、0.1ポイント下降しております。

次に、有効水量は1,440万5,172立方メートルで、10万6,363立方メートル、0.7%の減少でございます。有効率は94.4%となりまして、0.4ポイント下降しております。

今期の一最大配水量、一日最小配水量及び一日平均配水量は、全て増加となっております。

一番下段にございます供給単価、給水原価でございますが、供給単価は169円53銭で24銭増加し、給水原価は171円76銭で、前年度よりも3円18銭増加となっております。

次に、20ページにまいりまして、(2) 事業収入に関する事項といたしまして、前年度と比較したものでございます。

比較の部分で申し上げますと、営業収益でございますが、1,507万5,490円、0.6%の減収でございます。内訳でございますが、給水収益は1,452万9,573円、0.6%の減収となっております。こちらは、有収水量が10万5,960立方メートル減少したことにより減収となっております。

ります。

次に、受託工事収益でございますが、525万3,350円、21.3%の減収となっております。こちらは、給水工事収益で給水装置工事の設計審査及び工事検査手数料は増収となりましたが、予定していた公共下水道工事に伴う給水管布設替工事が未発生になったことで、全体では減収となっております。

次に、分担金でございますが、386万4,000円、4.8%の減収となっております。令和6年度は、申請件数が前年度よりも81件減少し、減収となっております。

次に、公共下水道負担金でございますが、620万2,264円、8.2%の増収となっております。こちらは、負担金対象調定件数が増加し、負担金単価も増加したことにより増収となっております。

次に、その他営業収益でございますが、236万9,169円、97.2%の増収となっております。給水装置工事事業者手数料は増収、関係市負担金の消火栓修繕工事が増加したことにより増収、また、雑収益では給水管破損修繕工事が増加したことにより増収となり、全体でも増収となっております。

次に、営業外収益でございますが、608万1,241円、2.5%の増収でございます。内訳といたしまして、受取利息及び配当金でございますが、こちらは4,357円、57.3%の減収となっております。

次に、他会計補助金でございますが、こちらは前年度に支給いたしました児童手当に対します両市からの負担金で13万円、7.9%の減収となっております。

次に、長期前受金戻入でございますが、227万6,061円、1.0%の増収となっております。こちらは、償却資産の取得のうち、補助金や工事負担金等の割合分を資産の減価償却に合わせて収益化したものです。

次に、雑収益でございますが、393万9,537円、39.3%の増収となっております。こちらは、主に水道メーター下取購入評価額の増加により増収となっております。

合計といたしまして899万4,249円、0.3%の減収でございます。

次に、(3) 事業費に関する事項でございます。こちらの費用の部分で申し上げてまいります。

営業費用でございますが、2,397万7,013円、0.9%の増加でございます。内訳でございますが、原水及び浄水費2,130万6,517円、2.0%の増加でございます。こちらは、主に電力使用量の増加及び電力料金単価の上昇による動力費の増加と、修繕費で修繕工事件数が増加し

たことによるものです。

次に、配水及び給水費2,809万5,718円、7.0%の減少となっております。こちらは、主に委託料で漏水待機業者を2社から1社に減らしたことと、修繕費で給水管布設替工事件数の減少及び検定満期水道メーターの交換費用の減少によるものです。

次に、受託工事費634万6,592円、29.2%の減少となっております。こちらは、主に工事請負費で予定していた公共下水道工事に伴う布設替工事が未発生となったことによるものです。

次に、業務費639万9,833円、4.4%の増加となっております。こちらは、主に通信運搬費で、郵便料金の改定により後納郵便料が増加したことと、委託料でコンビニ収納業務の件数が増加し、単価も上昇したことによるものです。

次に、議会費1万8,622円、0.4%の増加となっております。こちらは、主に特別職手当の支給割合の増加によるものです。

次に、総係費55万3,214円、0.4%の減少となっております。こちらは、主に広告料です。いとうだよりの発行回数減少に伴い発行部数が減少したことと、退職手当負担金で令和6年度は特別手当負担金が発生しなかったことによるものです。

次に、減価償却費1,233万8,740円、1.5%の増加となっております。こちらは、主に配水管等の構築物の増加によるものです。

次に、資産減耗費1,890万8,825円、122.6%の増加となっております。こちらは、主に構築物等の除却の増加によるものです。

次に、営業外費用でございますが、99万6,879円、19.4%の減少でございます。こちらの内訳でございますが、支払利息及び企業債取扱諸費149万7,540円、51.5%の減少となっております。こちらは、企業債の償還が進み、支払利息が減少したことによるものです。

次に、雑支出50万661円、22.3%の増加となっております。こちらは、主にその他雑支出で過年度における分担金や舗装本復旧費の還付が確定したことによるものです。

次に、特別損失でございますが、過年度損益修正損1,410万359円、皆減でございます。こちらは、過年度損益修正損で令和5年度は固定資産除却費の計上不足を処理しましたが、令和6年度は発生しなかったことによるものです。

合計といたしまして887万9,775円、0.3%の増額でございます。

次に、24ページにまいりまして、こちらはキャッシュ・フロー計算書でございます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表したものととなっております。

25ページの下から2番目にございます資金期首残高は、令和5年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。また、一番下の資金期末残高は、令和6年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。

今期のキャッシュ・フロー計算書上での資金の動きは、下から3番目にございます資金増加または減少額でございますが、7億756万7,670円の減少となっております。この資金が大きく減少となった原因は、令和6年度に有価証券である国庫短期証券を購入したことによるものです。これにより、令和6年度の償還益を約266万円得ることができます。

次に、30ページにまいりまして、固定資産明細書でございます。

(1) 有形固定資産明細書でございますが、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、建設仮勘定の合計といたしまして、年度当初の現在高で379億7,871万5,901円、当年度増加額で10億2,435万6,012円、当年度減少額で1億5,055万4,155円、年度末現在高で388億5,251万7,758円でございます。対します減価償却累計額の合計が195億921万542円となりまして、年度末償却未済高が193億4,330万7,216円となったところでございます。

次に、(2) 無形固定資産明細書でございますが、こちらは電話加入権で、年度当初現在高は34万9,268円、こちら当年度の増減と当年度減価償却高はございませんので、年度末現在高は同額の34万9,268円でございます。

次に、企業債明細書でございますが、こちらは財務省財政融資資金5件と地方公共団体金融機構4件で、合わせて9件の借入れがございましたが、令和6年度に3件償還が終了いたしましたので、残りが6件となっております。

企業債の償還残高でございますが、合計3,344万7,623円となったところでございます。平成11年度に約60億円あった未償還残高も、ここまで償還が進んでおります。全ての償還が終わりますのは令和9年度でございます。

以上で決算書の説明は終わりとさせていただきます。

続きまして、お手元にお配りしました決算参考資料のご説明をさせていただきます。

最初に、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの1、令和6年度決算の概要といたしまして、(1) 供給単価及び給水原価でございますが、有収水量1立方メートル当たりの販売単価である供給単価が、製造する原価である給水原価を2円23銭下回ったという状況でございます。

次に、(2) 総収益対総費用の比率でございますが、当年度は0.7ポイント下降いたしま

して、105.7%という状況でございます。

次に、（３）有収率でございますが、0.4ポイント下降いたしまして、92.0%という結果になりました。

次に、２、業務の状況でございますが、上段から桶川市、北本市、区域外ごとの給水人口を示しております。前年度に比べ522人減少し、13万9,322人となっております。下段の表は、一人一日当たりの使用水量を表した表でございますが、年間総有収水量が減少しておりますが、給水人口も減少しておりますので、一人一日当たりの使用水量は276リットルとなり、前年度と比べ増減はありませんでした。

次に、６ページにまいりまして、（２）費用構成表でございます。

こちらは、収益的支出の項目を予算の節の項目でまとめたものでございます。こちらの金額は1,000円単位となっております。

前年度と比較いたしまして、増加した項目は、主に給与費、通信運搬費、動力費、減価償却費及び資産減耗費でございます。一方、減少した項目は、主に広告料、修繕費、退職手当負担金、受水費、支払利息及び企業債取扱諸費でございます。

小計といたしまして2,679万8,000円の増加となりました。こちらに受託工事費、不用品売却原価、長期前受金戻入と特別損失を加えました合計が887万9,000円、0.3%の増加となっております。

次に、12ページにまいりまして、（３）比較資本的収入支出でございます。

こちらは、予算の目の項目で前年度の決算額と対比したものとなっております。こちらにつきましては、税抜きの比較額についてご説明させていただきます。

最初に、資本的収入でございますが、関係市負担金が前年度に比べまして347万4,240円、62.8%の増収でございます。こちらは、消火栓設置に伴う負担金でございますが、設置件数の増加により増収となっております。

次に、補助金でございますが、275万円、37.0%の増収でございます。こちらは、生活基盤施設耐震化等補助金でございますが、災害時の避難所等までの管路の耐震化工事に対します補助金でございますが、対象工事の補助対象となる工事費が増加したことにより増収となっております。

次に、工事負担金でございますが、１億5,244万530円、99.9%の増収でございます。こちらは、江川調節池整備に伴う工事負担金と久保特定土地区画整理事業に伴う工事負担金の増加により増収となっております。

次に、分担金でございますが、165万6,000円、4.8%の減収でございます。こちらは、申請件数が減少し減収となっております。

合計といたしまして1億5,680万8,770円、78.4%の増収でございます。

次に、下の資本的支出に移りまして、建設改良費でございますが、9,452万7,782円、10.4%の増加となっております。内訳でございますが、石綿セメント管更新事業費1億3,244万1,304円、37.3%の減少となっております。こちらは、主に配水管布設工事が2件減少しましたので、支出が減少となっております。

次に、配水設備費3,197万円、40.3%の減少となっております。こちらは、舗装本復旧工事件数は皆増となりましたが、配水管布設工事において工事件数が増加したものの施工延長が減少となり、全体で支出が減少となっております。

次に、配水支管整備費3,082万円、33.6%の減少となっております。こちらは、舗装本復旧費及び配水支管整備工事ともに工事件数が減少したことにより、支出が減少となっております。

次に、工事請負費1億1,348万円、504.1%の増加となっております。こちらは、久保特定土地区画整理事業に伴う配水管布設工事件数の増加により支出が増加となっております。

次に、原浄水設備改良費でございますが、2,924万2,000円、56.9%の減少でございます。こちらは、浄配水場設備更新費用で、令和5年度は浄配水場設備更新繰越工事が2件完成しましたが、令和6年度は繰越工事の完成が発生しなかったことにより支出が減少となっております。

次に、配水設備改良費でございますが、1億3,673万4,000円、51.0%の増加でございます。配水管布設工事で前年度からの継続費の工事5件が完成したことにより、支出が増加となっております。

次に、建物改築費でございますが、840万円の皆増でございます。こちらは、中丸事務所の火災報知機設備の更新工事が発生したことにより支出が皆増となっております。

次に、事務費でございますが、335万7,408円、20.8%の増加でございます。こちらは、主に委託料で、配水管実施設計業務委託や諸経費動向調査が発生したことにより支出が増加となっております。

次に、営業設備費でございますが、5,702万9,678円、270.5%の増加でございます。こちらは、備品購入費で上下水道料金給水管理システム機器及び給水タンク車の購入が発生したため、支出が増加となっております。

次に、企業債償還金でございますが、3,069万600円、39.7%の減少でございます。こちらは、企業債の新規借入れはなく、償還が進み、支出は減少となっております。

全体といたしまして6,383万7,182円、6.5%の増加となっております。

この下の補てん財源でございますが、先ほど決算書のほうで申し上げた不足額を補填した内容を記載してございます。

次に、14ページにまいりまして、5、繰入金の状況でございます。

繰入金の総額は1,239万6,114円で、前年度に比べ437万759円、54.5%増加しました。これは全額、桶川市及び北本市からの繰出基準に基づいた繰入金で、児童手当負担金、消火栓補修の維持管理費及び新設の消火栓設置費になっております。

次に、6、供給単価及び給水原価の状況でございます。

1立方メートル当たりの供給単価は、前年度に比べ24銭、0.1%増加しました。給水原価は、給水費用が1.1%上昇し、有収水量が0.7%下降したことにより、前年度に比べ3円18銭、1.9%増加となりました。

次に、18ページにまいりまして、比較貸借対照表でございます。

資産及び負債・資本の項目別に、前年度と対比させたものとなっております。

資産につきましては、固定資産及び流動資産ともに増加したため、資産合計で3億5,158万2,599円の増加となりました。一方、負債・資本は、固定負債及び剰余金は減少しましたが、流動負債、繰延収益及び資本金が増加となったため、負債・資本合計で3億5,158万2,599円の増加となっております。

以上で参考資料の説明を終わらせていただきます。

最後に、A4縦1枚、こちらの表をご覧ください。

こちらは、令和2年度から令和6年度までの資本金収入支出の推移、補てん財源の推移を表した表でございます。一番右が令和6年度でございます。

令和6年度の(1)資本金収入の合計が3億6,006万6,553円、(2)の資本金支出の合計が11億4,216万7,789円でございますので、(3)収支の不足額が7億8,210万1,236円になったところでございます。

次に、下段の補てん財源推移の表でございますが、令和6年度の(1)期首補てん財源が23億207万9,879円で、(2)当年度発生額が8億5,741万6,106円でございます。上段の資本金収入の不足額を補填するために取り崩しましたのが(3)当年度使用額でございます、7億8,210万1,236円でございます。こちらの内訳は、①の資本金収入調整額、②減債積立金、

③建設改良積立金、④損益勘定留保資金でございまして、上段の資本的収支の不足額を補填した結果、令和6年度の補てん財源の残高が（4）翌年度繰越額の23億7,739万4,749円となったところでございます。

以上をもちまして、第10号議案の補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

△監査委員の決算審査報告

○議長（岩崎隆志君） 日程第5、監査委員に決算審査報告を求めます。

尾上監査委員。

○監査委員（尾上健彦君） 皆さん、おはようございます。監査委員の尾上でございます。

それでは、決算審査報告を申し上げます。

お手元でございます意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1、審査の概要

1、審査の対象

令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算

2、審査日

令和7年7月10日（木曜日）

3、審査の着眼点

決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、必要と認められる審査手続を実施した。

さらに、水道事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

4、審査の実施内容

審査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、また、関係職員から説明を聴取して、関係書類等の調査を実施した。

第2、審査の結果

1、決算諸表について

審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成されており、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

2、経営状況について

(1) 経営成績及び5ページにございます財政状態、そして6ページからの(3)建設改良工事については、ここでは説明を省略させていただきます。

誠に恐縮ですが、7ページの第3の総論に移らせていただきます。

第3、総論

1、収益的収支について

総収入は、前年度と比較して899万4,249円減収となった。これは、給水収益、受託工事収益、分担金、受取利息及び配当金及び他会計補助金が減少したことが要因である。

総支出は、前年度に比較して887万9,775円増加となった。これは、原水及び浄水費、業務費、議会費、減価償却費、資産減耗費及び雑支出が増加したことが要因である。

この結果、総収入28億1,023万5,509円に対し総費用は26億5,930万313円となり、純利益は前年度と比較して1,787万4,024円減益の1億5,093万5,196円となった。

2、資本的収支について

総収入は、前年度と比較して1億5,662万8,485円増収となった。これは、関係市負担金、補助金及び工事負担金が増収となったことによるものである。

総支出は、前年度と比較して7,305万7,406円増加となった。これは、工事請負費、配水設備改良費、建物改築費、事務費及び営業設備費が増加したことが要因である。

この結果、総収入3億6,006万6,553円に対し総支出は11億4,216万7,789円となり、差引き7億8,210万1,236円の不足分が生じたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金により補填されている。

3、まとめ

(1) 令和6年度も人口及び有収水量が減少した。今後とも人口の減少や水需要の減少が予想されるため、給水収益の減収が見込まれる。給水人口及び有収水量だけでなく、物価の動向も注視して企業運営に努めていただきたい。

(2) 有収率は92.0%で、前年と比較して0.4ポイント下降した。水道事業にとって有収率の維持向上は重要課題であるため、今後とも漏水を早期に発見し、修繕を実施し、さらに老朽化した管路の更新を進めていただきたい。

(3) 大規模地震に備えて、計画的に水道施設の更新を進めていただきたい。なお、石綿セメント管更新事業については、内部留保資金の状況も勘案しながら事業を実施していただきたい。

(4) 自己水施設は、渇水及び災害時に安定した水を供給するための重要な施設である。

計画的に自己水施設を更新して、自己水源の確保に努めていただきたい。

(5) 令和6年度は料金回収率が100%を割り込み、適切な料金収入を確保できていない状況となったが、収支全般としてはおおむね良好である。しかし、県営水道の受水単価値上げや、今後予想される人件費や労務費等の高騰、さらに老朽化した管路や設備等の更新費用等を勘案すると、料金水準の妥当性について見直す必要がある。今後は、内部留保資金の状況や新たな借入れについても検討し、さらに厳しい経営環境の中でも安心・安全な水道水の継続的な供給のため、今後も経費の削減と財源の積極的な確保に努め、健全な事業運営を維持することを要望する。

以上でございます。

○議長（岩崎隆志君） ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時20分といたします。よろしくをお願いします。

(午前10時08分)

○議長（岩崎隆志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時20分)

△一般質問

○議長（岩崎隆志君） 日程第6、一般質問を行います。

◇ 中 村 洋 子 君

○議長（岩崎隆志君） 通告順に従いまして、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○7番（中村洋子君） 7番、中村です。

おはようございます。2年ぶりの一般質問でございます。よろしくお願いします。

水路に係る配水管の老朽化について伺うものですが、ヤオコー前の江川の配水管、漏水によって直したというのが3年前にありました。その後の状況で、江川には何本かそういった配水管があるわけですが、計画的に取替えを進めているかどうか、1点目。

また、すぐ取り替えなければならないのはあるのかということが2回目。

それから、江川についている配水管は、目で見ても、さびがあつたり、老朽しているというのは状況が分かるんですが、土の中に、道路の下にある、そういった配管の状況はどういう

ふうな形になっているのかを伺いたいと思います。

件名 2、石戸浄水場の今後の活用について。

水道ビジョンによりますと、令和 7 年度廃止予定とされておりました。その見直しはあるのかを伺います。

件名 3、親子水道教室について伺います。

安心・安全な公共の水の成り立ちやシステムを学習する場としての大切な場所、機会ではありますが、今年の状況と今後も続けていくのかを伺いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆志君） 中村洋子議員の 1 回目の質問は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（中村正夫君） おはようございます。

質問事項 1、北本市立西小学校付近から県道東松山桶川線までの江川用排水路にかかる配水管の老朽化についてお答えいたします。

最近では、令和元年度に県道下石戸上菖蒲線北側の布設替工事を実施いたしました。今年度は、県道東松山桶川線に布設してあります配水管の布設替工事を実施しております。この工事は、水路下に布設してあります既設のφ300ミリの铸铁管をさや管として利用し、既設管の中にφ100ミリのステンレスのフレキ管を挿入し、水路の下越しをする工事となっております。

このように、今後も引き続き計画的な管路の更新に努めてまいります。

また、漏水の確認についてですけれども、目で見えて判断できる場所は目視で確認をし、道路に埋設している部分に関しては、路面音聴調査で漏水の有無を確認しております。

なお、この区間で早急に布設替えの必要な箇所はございません。

以上でございます。

○議長（岩崎隆志君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 次に、質問事項 2、要旨 1 についてお答えします。

平成28年 3 月に改定した水道ビジョンでは、石戸浄水場は令和 7 年度を目安に廃止することとしました。これに基づき、石戸浄水場への布設工事に伴う費用を抑制し、廃止に向け運用を進めてまいりました。

給水人口の減少に伴い配水量も減少し、数値上は残りの 3 浄配水場で水運用を行うことは

可能です。しかし、ここ数年で他の配水場の大規模な電気設備工事の計画を実施しており、その工事期間中のトラブル発生時や他の浄水場の電気設備点検及び落雷等による停電時のバックアップとして、安定給水のため、今後運転を続けていくことで見直しを行いました。ただし、石戸浄水場を廃止する方針に変わりはなく、現状の運転継続に最低限必要な投資のみを行うことになります。

今後は、他の浄配水場の大規模電気設備更新の進捗状況等を勘案し、運転停止の時期を定めることになります。

次に、質問事項3、要旨1についてお答えします。

親子水道教室は、桶川・北本市内に在住の小学生とその保護者を対象に募集をし、夏の暑い時期にはなりますが、今年度は8月1日に16組41名、子供25名、大人16名の参加で実施しました。

親子で水道水の水源であるダムを見学し、また、川遊びなどを通して水に触れ合い、限りある資源である水と生活に欠かせない水道水に対して関心を深めていただき、その貴重さや大切さを楽しく学んでいただくことを目的としております。参加された多くの方々から、「水の大切さが分かった」「ダム・浄水場の役割が分かった」「ふだん蛇口をひねれば当たり前に出てくる水ですが、改めて大切に使おうという気持ちになった」と感想が寄せられ、資源としての水と水道水についての関心を深めていただいている様子が見受けられました。

企業団としましても、親子水道教室は子供たちへ水道事業をPRする貴重な機会と考えております。また、本やインターネットだけでなく、実体験として楽しみながら学ぶことで、より身近に水道事業に興味や関心を持ってもらえるため、今後も継続して開催したいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆志君） 2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○7番（中村洋子君） 質問というよりも要望なんです。水路にかかる配水管の老朽化については、断水になる前に工事をするという点でも、非常に計画的に配水管工事というのは必要かというふうに思いますので、ぜひ定期的に検査をし、直していただきたいということを要望して、終わります。

○議長（岩崎隆志君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

◇ 砂 川 和 也 君

○議長（岩崎隆志君） 次に、砂川和也議員の質問を許可いたします。

○4番（砂川和也君） 議席番号4番、砂川和也、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項、市民から信頼され続ける水道供給に向けて。

要旨1、市民の方から幾つか問合せがありましたので、このような質問させていただきます。

八潮市の老朽化による道路陥没事故を受けて、市民から、水道供給に必要な水道供給設備等の老朽化の懸念の声が届きました。加えて、県営水道料金の改定が控えている中で、先ほど企業長も報告されておりましたが、今回の水道料金の減免は、老朽化が進む水道供給設備等の整備に影響が出るのではないかという意見も届いてきました。これについて、市民に届く説明を求めます。

2つ目、要旨2、市民から、県営水道料金の改定の情報を受けて、当企業団の料金改定の今後の動向について、時期、料金、方法などの心配の声も届いています。

1年前の質問では、料金の改定の有無を含め、具体的な内容は未定ということでしたが、現在の水道料金の改定について検討状況を伺います。また、値上げを検討する上で、どのような点に注視して検討するのか、伺います。

以前の答弁では、サービスの向上も含めた料金改定になるよう努めるということだったんですが、そのサービスの向上とはどのようなことなのか、市民に届く説明を求めます。

最後に、要旨3、市民から信頼され続ける水道供給に向けて、かねてより石戸浄水場の廃止計画がされておりました。

先ほど中村議員も質問しておりましたが、その件について改めて質問させていただきます。

その施設等の老朽化が進む石戸浄水場の運営状況と施設老朽化の現状を伺います。また、老朽化が進む石戸浄水場の停止時期について、今後の予定を伺います。

以上3点になります。よろしくお願いします。

○議長（岩崎隆志君） 砂川議員の1回目の質問は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 要旨1についてお答えします。

ご指摘のとおり、県営水道料金の値上げ、人口減少による使用水量の減少に伴う給水収益

の減収、老朽化した施設の更新費用や維持管理費用の増大化など、当企業団の水道事業経営は大変厳しい状況となっております。

このような状況で、今回の基本料金の減免を実施した理由は、両市から基本料金減免の依頼があり、これによる減収分を両市からご負担いただけることになっているからです。

当企業団は今後、計画的に設備を更新し、災害に強い水道施設を構築していかなければならない状況でございますので、両市からのご負担なしで、当企業団の内部留保資金を活用した基本料金の減免は難しいものと考えております。

次に、要旨2についてお答えします。

水道料金の改定についてですが、令和6年度の決算は黒字になりましたが、給水原価が供給単価を2円23銭上回りました。県営水道料金の値上げや、物価高騰による人件費や動力費の高騰を勘案すると、この差を減少させることは難しく、さらに増加する見込みのため、水道料金の妥当性について見直しを行う必要が生じました。

水道料金の改定は、経営審議会を開き、諮問、答申を得て実施されるものであり、財政シミュレーションもこれから実施することになるため、具体的な内容に関しましては未定ですが、ご負担となる分が全ての使用者に対して極力平等になるように注視したいと考えております。

次に、料金体系に伴うサービスの向上についてですが、安定給水の確保が挙げられます。ふだんはもちろんですが、災害時にも安定給水が可能な水道システムの提供が利用者の求めるサービスと考えております。

次に、要旨3についてお答えします。

議長、資料の配付の許可をお願いします。

○議長（岩崎隆志君） 資料配付の許可をいたします。

〔資料配付〕

○総務課長（山本 隆君） 石戸浄水場の運用状況と施設老朽化の現状についてお答えします。

石戸浄水場は、川田谷浄水場から送水された県水と地下水を水源とした自己水をブレンドし、市内へ配水する浄水フローとなっております。

運用状況といたしましては、自己水の配水能力は認可値で日量2,600立方メートルに対し令和6年度平均値で日量約1,480立方メートル、施設の年間最大稼働率は約73%程度です。

老朽化に関しましては、更新工事を行っていないため、全ての浄配水場の中で最も老朽化が進んでおり、機器設備の更新や不具合の発生が、他の浄水場と比べると非常に多い状況で

す。

次に、石戸浄水場の停止時期と今後の予定についてお答えします。

先ほどお配りした資料ですが、上のグラフは令和4年度に作成した一日当たりの平均配水量の推移を表したもので、赤線が実績値、青線が予測値となっております。ここ数年は、予測値より上振れとなっております。令和6年度までの実績値を基に算出した令和7年度の予測値は4万1,460立方メートルとなり、約520立方メートルほど上振れする見込みです。

次に、下の表ですが、令和6年度の各浄配水場の月別平均配水量を示しています。令和6年度は大きなトラブルはなく、安定した水運用となりました。この表の各浄配水場の平均水量が、実績から算出した過剰な負荷のかからない標準能力と考え、3浄配水場合計では約4万500立方メートルとなります。

令和7年度に石戸浄水場を廃止した場合、3浄配水場で上振れ分と石戸浄水場の配水量の合計約1,000立方メートルを負担することになり、3浄配水場、特に東西の主力拠点である川田谷浄水場と加納配水場が安定して稼働することが安定給水の要となります。

川田谷浄水場につきましては、令和7年度に電気設備更新工事が完成することで工事中のトラブルの可能性はなくなりますが、加納配水場の電気設備更新工事は令和10年度まで実施する予定です。工事は万全の計画と準備で臨みますが、それでも予期せぬトラブルが発生する可能性はゼロにはなりません。

企業団といたしましては、上振れがさらに広がった場合の対策と、加納配水場の工事期間中にトラブルが発生しても安定給水の確保を確実なものにするために、最長で加納配水場の電気設備が完成する令和10年度まで、石戸浄水場をバックアップとして運用することが必要だと考えております。

令和8年度以降、石戸浄水場が稼働することで発生する維持管理費用は、年間約1,500万円と試算しております。この費用は、当初の長期計画には見込まれてなく、決して安価なものではございませんが、現状の水運用の観点からは非常に有効であり、工事期間中の安定給水の確保に必要なものと考えております。

よって、石戸浄水場の運用は最長でも令和10年度までとし、今後も配水量の推移を注視しつつ、費用も最小限のみの修繕とし、廃止を踏まえた運用を行う予定です。

以上でございます。

○議長（岩崎隆志君） 2回目の質問まで許可いたします。

砂川議員。

○４番（砂川和也君） ご答弁ありがとうございました。

要旨１には、市民からいろいろ提案を受けたので、質問させていただきました。

また、要旨３については、結果として中村議員と同様になりましたが、それはこの石戸浄水場の案件が非常に重要な内容であると認識しているからだと思っています。

そして、石戸浄水場の廃止が180度変わったことで、市民にとって大きな影響がある可能性が考えられるため、市民を代表して再質問することをご理解いただきたいと思います。

まず、要旨１は、国の予算を活用し、両市の議決を経て、物価高騰支援が実現しました。両市は、ホームページや広報を通じて周知活動を行っていますが、それにもかかわらず、市民からこうした問合せがあったということなので、この状況を鑑みますと、企業団としてもホームページのお知らせ欄を活用して、改めて周知を行っていただきたいと思います。

市民の不安に迅速に応える取組が信頼の維持につながると思いますので、ご見解を伺いたいと思います。

要旨２については、県水の値上げによる水道料金改定です。

人口減少や節水機器の普及に伴い使用量が減少する中で、県水の値上げが示され、答弁にもあるように、料金改定の必要性を認識いたしました。

しかし、市民にとっては、様々な物価高騰の影響を受ける中で、１円でも料金改定は大きな負担です。そのため、今回の料金改定の支援は大きな効果があったと感じております。その点から、県水の値上げ等による料金改定については、市民の負担を最小限に抑えるよう配慮し、改定に伴う理由と根拠を示すことが必要不可欠だと思っています。

透明性のある情報提供を行い、納得いただける形で改定を進めることが、今後の市民サービス向上や持続可能な企業団運営に直結すると考えます。市民に寄り添った検討を要望いたします。

問題となるのは、要旨３の石戸浄水場の老朽化とそれに伴う計画変更です。

これまでの計画では、本年度中に石戸浄水場を停止し、解体、新庁舎建設へと進む予定でした。しかし、答弁では、方向性が大きく変わり、令和10年度まで運用と、新たな方針が示されています。この変更は、市民や議会に対して十分な説明がされておらず、計画変更の理由や根拠、さらに計画変更自体や計画変更の効果も曖昧です。こうした対応は市民の疑念を招く要因となりかねません。また、このような対応は議会を軽視しているようにも受け止められます。

答弁にあるように、３年間で約4,500万の維持管理費が発生することは、これまでの水道

事業ビジョンに含まれていない金額です。その予算に加え、浄水場の中で最も老朽化が進んでいる石戸浄水場の機器・設備の故障や不具合の発生が、他の浄水場に比べると非常に多いという認識があるのであれば、運用に必要な試算を行っていると思います。

3年間の運用に必要な機器等の修理費用どの程度かかるのか、不安なところなんですが、果たしてこの変更が市民にとって最善の政策と言えるのか、不安が尽きません。3年間に必要な最大の修理費用と維持管理以外に必要な年間経費、これはどれぐらいかかるのか、説明をいただきたいと思います。

もし予定していない費用が水道料金に影響を与えるなら、市民への明確な理由と説明、周知が必要不可欠だと思っております。

3年間の予期せぬトラブルに備えて、浄水場運用を延長するのであれば、単に配水や水量計算だけでなく、必要な予算や周囲にかかる費用、さらに3施設と4施設の運用シミュレーション、修理・更新経費の分岐点など詳細な資料が必要だと思います。これらを基に4施設を維持する理由とその根拠を、市民に納得できる形で提示するべきだと思っております。

そこで、計画変更による費用が水道料金に与える影響はどれくらいあるか、説明を求めます。また、市民への説明、周知はどのように行うのか、方針を伺いたいと思います。

先ほど資料をお配りしていただきました。令和6年度の実績値は示されていますが、答弁にあった1,000立方メートルの数値は令和7年度の予測になっています。

資料内は、赤い点線見ていただくと分かると思うんですが、下の注釈には実績値とされていますが、令和7年度以降の実績値はまだ出ていないと思われます。本来必要な数値は青色で示した予測数値が、主にこのグラフが示す内容ではないかと思います。

では、その青色の予測値を基に資料を読み取ると、3浄水場の運用の黒い線は、令和8年度の時点で最も近づき、令和9年度には供給量を下回ることが予測されています。これを踏まえると、運用延長は1年でも十分だと考えられます。この予測が違えば、資料全体の信頼性が疑わしくなります。

また、石戸浄水場の基礎水、いわゆる井戸水は年々低下しています。令和8年度の資料からすると、今年度いただいた令和6年度の実績は半分まで低下しています。また、中丸と石戸の自己水の比率でいきますと、5対1ぐらいになっています。今後も配水量が減少することを考えると、中丸の自己水で十分賄えるのではないかと思います。

そして、老朽化する石戸浄水場は、建物に耐震性はなく、バックアップ機能として不安があります。設備については、ろ過器、バルブ類は修理できますか。また、各種ポンプ、電気

設備などは修理・交換の必要があるのではないのでしょうか。

また、皆さんも、PCB特別措置法ご存じだと思います。PCBは公共施設の照明などに多く見られ、両市においても、照明器具の交換の費用と処分に大きな予算が使われていると思います。その期限が令和9年と迫る中、この石戸浄水場にはコンデンサーやトランスといった対象物があります。運用するのであれば交換が必要、運用しなくても定められた期間に処分が必要ではないのでしょうか。

そして、上記の要因と併せて、かねてより3浄水場の運用に支障がないことが示されている、答弁から示されています。それは、これまでの実績や計算、また、新たな計算でも示されています。多少の遅れはあるにしても、これまでの計画どおり、石戸浄水場の廃止を行い、他の3浄水場の更新費用に力を入れることが有効であると考えます。

私たちは、この問題をただ指摘するだけでなく、市民のため、次世代のために、未来に向けて信頼され続ける水道を実現させなければなりません。老朽化した石戸浄水場への投資が本当に必要なのか、他の3施設への更新費用を優先されているほうが経済的、かつ効果的ではないか。その可能性を試算し、市民に分かりやすい形で説明してください。

もしこの施設を維持する必要があるのであれば、市民に必要な情報を示し、3年間の延長を示してください。そして、その費用が水道料金に影響するなら、その理由と根拠を明確に説明することが市民の安心につながるのではないのでしょうか。

再質問としては、要旨1の周知について、要旨3は、3施設から4施設の変更することになった経緯とその根拠、石戸の最大の修理費用、計画変更による市民への料金への影響、計画変更による市民への説明方法について答弁をいただきたいと思います。

最後に、市民に信頼され続ける水道を目指すのであれば、県水による料金の影響と切り離して、計画変更は分からず、水道料金への影響を十分説明していただきたい、それが必要だと思います。企業団としての責任を果たしていただきたい、このような一般質問となります。

市民の生活を支える水道企業団において、信頼を失うことがあってはなりません。そのためにも、委託業者に依存することなく、企業団として、長期的な視点に立った施策に向けて議論を行っていただきたく強く要望して、再質問を終わります。

○議長（岩崎隆志君） 砂川議員の2回目の質問は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

暫時休憩します。

（午前10時47分）

○議長（岩崎隆志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時48分）

○議長（岩崎隆志君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 砂川議員の2回目の質問についてお答えします。

まず、先ほどお配りした資料でございますが、こちらの点線の線形ですが、こちら実績値の線形を用いております。

予測値に関しましては、令和4年度に作成した値でございますので、最近の実測値を考慮したほうが実際に合っている、実際の実用に使えるデータとして検討しておりますので、あえてここは実績値で、実績値から線形を求め、その線形の値を利用して数字を予測させていただきました。さきに申し上げた数字であります。

続きまして、質問の1つ目です。

基本料金減免のホームページを使った周知を行ってほしいということでございましたが、今回いただきました意見を参考にさせていただき、ホームページ内での掲載を検討させていただきたいと思います。

続きまして、要旨3、3浄配水場から4浄配水場になった経緯、根拠となる試算についてでございます。

経緯といたしましては、石戸浄水場は築60年が経過し、減価償却もほぼ終わっていることと、人口減少による配水量の減少が明確となり、規模縮小が必要となったことが今回の経緯となります。

3浄配水場から4浄配水場で可能となる試算につきましてですが、こちらの試算につきましては、こちらの平均配水量のみではなく、瞬間最大配水量やその他、他の浄配水場のピーク時の運転など様々な要素を考慮して、総合的なことから判断いたしますので、根拠となる試算のうちの一つとして、こちらお配りした資料になります。それ以外の資料も多数ありますが、現在こちらのほうにはございませんので、お示しすることは今のところできません。

続きまして、石戸浄水場の修理費のことについてお答えします。

令和8年度以降、石戸浄水場を稼働することで発生する維持管理費用1,500万の内訳ですが、電気料金が1,000万円、故障に関する見込み修繕が500万円となっております。

次に、令和10年までに石戸浄水場にかなりの費用を要する修理が発生した場合についてで

すが、石戸浄水場は更新工事を行っておりませんが、維持管理上の点検に関しましては、他の浄配水場と同様に実施しております。

よって、急に大がかりな修繕費用を要する故障が発生するリスクはある程度回避できると考えておりますが、可能性はゼロではないことは認識しております。もし発生してしまった場合、故障内容、修繕費用、現状の配水量及びその推移、他の浄配水場の運用状況、現状における石戸浄水場を閉鎖することによるリスク、これらのバランスを考慮し、総合的に判断することになります。

また、故障に対する見込み修繕費500万円を超えるような修繕工事を行わなければならない場合は、修繕引当金から引当てすることも検討しますが、いずれにいたしましても、石戸浄水場に使える修繕費の限度額は2,000万円までと考えております。

計画変更による市民への料金の影響でございますが、こちら発生します費用は給水に関する費用でございます。料金算定の費用に計上にはなりますが、これがどのような影響になるかは、現在、財政シミュレーションをまだ行っておりませんので、影響に関しては不明でございます。

また、石戸浄水場の運用を延ばすことによって、当初計画されたことや計画にない費用が発生してしまったことに関しましては、反省すべき点ではございます。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、石戸浄水場の運用延期は、安定給水の確保に必要なものです。

ご指摘のとおり、水道料金の値上げに不安を感じる方は多いと認識しております。しかし、八潮市における陥没事故以降、市民の方から、路面のへこみや水たまりなどに不安を感じ、お電話をいただくことが増えております。これは、八潮市の事故や、その後報道された水道管の漏水事故に不安を感じ、当企業団の安定給水の確保を希望している人が増えている証拠と考えております。

水道料金を徴収する企業団は、地方公営企業法で定められているとおり、適切な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することが責務です。今回の反省を踏まえつつ、かかる費用が安定給水の確保に必要な適正な原価であることを明確にし、効率的な事業運営と継続できる水道の構築に努めたいと考えております。

それと、最後の計画変更の市民への説明方法でございますが、こちら、今回いただきました意見を参考にさせて、ホームページ等への掲載を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆志君） 以上をもちまして、砂川和也議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

△第8号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岩崎隆志君） 次に、日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第8号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岩崎隆志君） 起立全員であります。

よって、第8号議案 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△第9号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岩崎隆志君） 次に、第9号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岩崎隆志君） 起立全員であります。

よって、第9号議案 桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水

道企業団監査委員条例の一部を改正する条例についてにつきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第10号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岩崎隆志君） 次に、第10号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

通告1番、中村洋子議員の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○7番（中村洋子君） 決算書参考資料の7ページなのですが、石綿セメント管更新事業費の進捗状況と、また、残どれくらいなければならないというところが気になりましたので、確認したいと思います。

石綿セメント管は、アスベストの関係で優先的に更新をしていくという形に以前なっておりますので、伺いたいと思います。

それから、参考資料の9ページ、管路や設備等の更新費用の分析はどのようにしているのかというところで伺いたいと思います。

また、決算書12ページ、令和6年度料金回収率98.7%の理由は何か。

それから、決算書13ページの管路経年化率が高い令和6年度以降の対策を伺います。

この4点です。よろしくお願いします。

○議長（岩崎隆志君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（中村正夫君） 参考資料7ページ、石綿セメント管更新事業の進捗状況と残りの事業割合についてをお答えいたします。

令和6年度には石綿セメント管から铸铁管の耐震管へ1,125.1メートルを更新いたしました。また、令和7年度は2,035メートルを更新する予定となっております。

布設割合につきましては、導・送・配水管全体を100%とした場合に、石綿セメント管の布設割合は、令和6年度末時点で2.59%となっております。

石綿セメント管から耐震管への布設替工事は急務だと考えておりますが、資金、職員、施工業者には限りがございます。そのため、この3つのバランスを考えつつ、石綿セメント管

の更新を第一に、今後も計画的に管路の更新を実施していき、石綿セメント管更新事業終了予定の令和12年度完了を目指してまいりたいと思います。

続きまして、決算書13ページ、管路経年化率が高い令和6年度以降の対策についてをお答えいたします。

石綿セメント管以外で優先的に更新しなければならない老朽管といいますと、普通铸铁管になります。多くは県道の車道部分に布設されております。

そして、先ほども答弁いたしましたが、現在、石綿セメント管更新事業の終了を令和12年度と見込んでおりますので、普通铸铁管の更新に着手するのはその前後となると思います。ただし、県道の歩道整備や電線共同溝工事等ある場合には、道路管理者と協議をし、優先的に更新工事を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆志君） 総務課長。

○総務課長（山本 隆君） 参考資料9ページ、管路や設備等の更新費用の分析についてお答えします。

令和元年度から令和6年度までの建設改良費の内訳でございますが、建設改良費のうち、管路更新費用が占める割合は平均で87.5%、浄水場の設備更新費用は平均で4.5%、備品の購入などのその他が平均で8.0%となりました。

令和6年度までは、建設改良費のほとんどを管路更新費用に投じてきましたが、令和7年度以降は浄配水場の大規模更新工事が続くため、建設改良費の内訳は概算になりますが、管路更新費用は60から65%、設備更新費用は25から30%程度、その他が5から15%程度となる見込みです。

管路更新費用及び設備更新費用ともに、工事等に係る費用は上昇傾向であり、限られた建設改良費の中でのやりくりになるので、今まで以上に優先度やその効果を注視し、総合的な判断の下、更新工事に取り組んでまいります。

次に、決算書12ページ、料金回収率についてお答えします。

料金回収率は、有収水量1立方メートル当たりの販売単価である供給単価を製造原価である給水原価で除した値です。

料金回収率が100%を割った主な原因は、給水原価が2円23銭上昇したことによるものです。給水原価は、給水に係る費用の積み上げなので、有収水量の減少は、人件費、物価の高騰などにより、職員給与費、委託料、修繕費、動力費及び減価償却費など各費用が上昇した

ことが主な要因と認識しております。

厳しい状況が続きますので、今まで以上に収益の増収と費用の削減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩崎隆志君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○7番（中村洋子君） 結構です。

○議長（岩崎隆志君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岩崎隆志君） 起立全員であります。

よって、第10号議案 令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましては、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

△水道事業行政視察について

○議長（岩崎隆志君） 日程第8、水道事業行政視察についてを議題といたします。

お諮りいたします。水道事業の調査研究のため、会議規則第157条の規定に基づきまして、当企業団議会議員全員を愛知県の愛知中部水道企業団及び静岡県湖西市環境部上下水道課に、令和7年10月23日から24日までの2日間派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中に当企業団議会議員全員を愛知県の愛知中部水道企業団及び静岡県湖西市環境部上下水道課に派遣することに決定いたしました。

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（岩崎隆志君） 日程第9、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩崎隆志君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（岩崎隆志君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 岩 崎 隆 志

署 名 議 員 中 村 洋 子

署 名 議 員 山 中 敏 正

参 考 資 料

議 案 の 審 査 結 果

企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
8	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について）	8月25日	原案承認
9	桶川北本水道企業団水道事業の設置等に関する条例及び桶川北本水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について	8月25日	原案可決
10	令和6年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	8月25日	原案可決 及び認定